２０１９年１２月１０日

～毎月１０日は人権を考える日～

『子どもの権利条約』国連採択３０周年

「子どもの権利条約」とは？

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。 18 歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

「UNICEF」のホームページより

国連総会で「子どもの権利条約が採択され３０年を迎えました。世界のすべての子どもの基本的人権を国際的に保証するために定められた条約であり、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保証しています。日本はこの条約を批准して２５年となりますが、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

約９年ぶりに開催された国連子どもの権利委員会において、日本政府が提出した報告書の審査が行われ、次のような総括所見が公表されました。

【日本が緊急措置をとるべき分野】

① 差別の禁止　② 子どもの意見の尊重
③ 体罰　④ 家庭環境を奪われた子ども
⑤ リプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)及び精神保健
⑥ 少年司法に関する課題

特に、差別の禁止として、「包括的な差別禁止法の制定」、「非婚の両親から生まれた子どもの地位に関する規定」をはじめ、子どもを差別しているすべての規定の廃止、アイヌ民族など民族的マイノリティ、被差別部落出身者の子ども、在日コリアンなどの子ども、移住労働者の子ども、ＬＧＢＴである子ども、婚外子や障がいのある子どもなどに対する差別の撤廃と防止に向けた施策の強化が日本政府に求められました。

私たちも、それぞれの立場(職場等)で「部落差別解消推進法」をはじめ、「アイヌ施策推進支援法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「ＤＶ禁止法」「子どもの貧困対策法」といった個別の差別問題・人権問題にかかわる法律などの成果や課題について学習していきたいものです。そして、包括的な法制度の確立に向けて、ともに一歩踏み出しましょう。

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課